

津山市広告掲載要領

(趣旨)

第1条 この要領は、津山市広告掲載要綱（平成19年3月30日津山市告示第198号。以下「要綱」という。）及び津山市広告掲載基準（以下「基準」という。）に定めるもののほか、津山市有公用車（以下「公用車」という。）、広報津山（以下「広報紙」という。）、津山市本庁舎エレベーター（以下「本庁舎エレベーター」という。）への広告掲載について、必要な事項を定めるものとする。

(広告掲載の基準)

第2条 掲載することができる広告は、要綱第3条及び基準第3条に適合するものでなければならない。

2 前項の規定によるもののほか、公用車広告の内容及びデザインが次の各号のいずれかに該当する等、交通事故を誘発し、交通の安全を阻害するおそれのある広告は掲載しない。

(1) 自動車等運転者の誤解を招くおそれがあるもの

ア 過度に鮮やかな模様・色彩を使用するもの

イ 信号、交通標識等と類似するもの又はこれらの効用を妨げるおそれがあるもの

ウ 蛍光塗料、高輝度反射素材、鏡状のもの及びこれらに類するものを使用するもの

(2) 自動車等運転者の注意力を散漫にするおそれがあるもの

ア 読ませる広告及び4コマ漫画等ストーリー性のあるもの

イ 裸体及び水着姿を表示し、著しく注意を引くもの

ウ デザインがわかりづらい等判断を迷わせるもの

エ 絵柄や文字が過密であるもの

3 公用車及び本庁舎エレベーターに掲載する広告は、広告の中に「有料広告」の表示を入れるものとする。

4 第1項の規定によるもののほか、広報紙広告のデザイン及び色彩等はユニバーサルデザインに配慮したものとし、広報紙のデザインと著しく逸脱したものであってはならない。

(広告の材質及び掲載方法)

第3条 広告の材質、形式は、次に掲げるとおりとする。

媒体	広告の材質・形式
公用車	(1) 特殊フィルム等のはく離が可能で、長期の広告掲載に耐えることができるものを用い、ラッピングにより行い、車体塗装は不可とする。 (2) 広告掲載期間中における車体からのはく離又は広告撤去に際して車体塗装のはく離が発生しない材質とする。
広報紙	「広報津山」の印刷仕様による。

本庁舎エレベーター	広告材質は、光沢紙、マット紙等広告に適した紙素材とし、布、板、パネル、プレート等は不可とする。
-----------	---

(広告掲載の位置及び規格)

第4条 広告掲載の位置及び規格は、次に掲げるとおりとする。

媒体	広告掲載の位置	広告の規格
公用車	市の指定する軽貨物車及び軽乗用車の左右後部ドア	一面あたり縦50cm以下×横60cm以下
広報紙	広報津山の表3(裏表紙をめくった中のページ)	A4サイズ1ページ(掲載広告数及び広告枠の寸法は自由に設定可。ただし、ページ右側及び下側1.5cmは余白とすること。)
本庁舎エレベーター	東側エレベーター2基内の左右の壁面2面、西側エレベーター1基内の左右の壁面各2面	広告のサイズは、縦841mm×横594mm(A1サイズ)以下とする。

(広告掲載の申込み)

第5条 広告(公用車を除く。)の掲載を希望する者は、津山市と広告掲載に関し契約又は協定を締結している者(以下「広告代理店」という。)に申し込むものとする。

2 公用車への掲載を希望する者(以下、「公用車希望者」という。)は、津山市に申し込むものとする。

3 津山市または広告代理店は、第1項および第2項の申込みがあった場合、津山市広告掲載申込書(様式1)、広告主一覧(様式1-1、1-2又は1-3)及び広告の原稿案を、指定する期日までに市に提出しなければならない。

4 同一の申込者が申し込める広告は、それぞれの媒体1種につき、原則1枠とする。ただし、申し込みが募集枠数に満たない場合は、複数枠の広告を認めることができる。

(広告掲載の承諾)

第6条 市は、前条第2項の規定による申込書の提出を受けたときは、速やかに審査会に諮り、掲載に係る承諾の可否を決定し、広告掲載承認・非承認決定通知書(様式2)により広告代理店又は公用車希望者に通知するものとする。

2 市は、必要があればデザイン素材、ラフ・スケッチその他承諾の可否を判断するための資料の提出を求めることができる。

3 市は、広告の内容、デザイン、リンク先等(以下「広告の内容等」という。)が第2条に規定する基準に抵触し、又はそのおそれがあると認めるときは、広告代理店又は希望者(以下「広告代理店等」という。)に対し、広告の内容等の修正を指示できるものとする。

4 広告代理店等は、前項の規定による指示を受けたときは、速やかに広告内容を修正し、指定する期日までに市に提出し、審査を受けるものとする。

(広告の製作)

第7条 広告代理店等は、前条第1項の規定により承諾を受けた広告の原稿を、市が指示する方法により、指定する期日までに市に提出しなければならない。

2 第5条第2項に規定する広告の原稿案並びに前項に規定する広告の原稿を作成する費用は、広告主又は広告代理店等の負担とする。

(公用車広告の掲載、撤去及び修復)

第8条 公用車に掲載する広告は、広告主又は広告代理店が経費を負担するものとし、市の指定する仕様に従って製作、掲載、及び撤去するものとする。

2 広告代理店は、公用車に広告掲載及びその撤去を行おうとするときは、用途及び運行業務に支障が生じないよう市と協議の上、日程、工程等を決定し、市の指示に従って施工するものとする。

3 公用車の広告の撤去等により、車体表面、塗装、構造等をき損し、又は破損したときは、広告主又は広告代理店が経費を負担して原状回復するものとする。

4 市は、広告代理店が公用車の広告撤去や原状回復を履行しないときは、公用車から当該広告を撤去し、原状に復し、広告代理店からその費用を徴収するものとする。

5 市の責めに帰すべき事由により、公用車に掲載した広告がき損又は破損したときは、市の負担割合等について広告代理店と協議の上、市が経費を負担して修復を行うことができるものとする。

6 経年に起因する色あせなどによる劣化、天災その他不可抗力によるき損を含め、前項に規定する事由を除き、広告がき損又は破損したときは、広告主又は広告代理店が経費を負担して修復を行うものとする。

7 前項に規定する劣化及びき損等について、市が修復を要すると判断したときは、広告代理店は速やかに修復をしなければならない。

8 広告を掲載した公用車が運行不能となったときは、代替車に広告を掲載することができる。ただし、代替車が無いときは、広告の掲載は終了とする。

(本庁舎エレベーター広告の掲載、撤去及び修復)

第9条 本庁舎エレベーターに掲載する広告は、広告主又は広告代理店が経費を負担するものとし、市の指定する仕様に従って製作するものとする。

2 本庁舎エレベーターに掲載する広告は、掲載希望日の前日（前日が閉庁日の場合はその直前の開庁日）までに納品するものとし、掲載、及び撤去は市が行う。撤去した広告については市で処分を行い、広告主又は広告代理店へ返却しないものとする。

3 市の責めに帰すべき事由により、本庁舎エレベーターに掲載した広告がき損又は破損したときは、市の負担割合等について広告代理店と協議の上、市が経費を負担して修復を行うことができるものとする。

4 経年に起因する色あせなどによる劣化、天災その他不可抗力によるき損を含め、前項に規定する事由を除き、広告がき損又は破損したときは、広告主又は広告代理店が経費を負担して修復を行うものとする。

5 前項に規定する劣化及びき損等について、市が修復を要すると判断したときは、広告代理店は速やかに修復を行わなければならない。

6 保守、点検、修繕、緊急時等、市が必要と認める事由により市が本庁舎エレベーターを停止させたことにより、広告主又は広告代理店が損害をこうむることがあっても、広告主又は広告代理店は市に対しらの賠償を要求することができないものとする。

(広告掲載の承諾の取消し)

第10条 市長は、要綱第8条第1項の規定により広告掲載の承諾を取消す場合、次に掲げる事項を広告代理店等に通知するものとする。

- (1) 取消し年月日
- (2) 取消しの理由
- (3) 削除の期限
- (4) 審査会が定める広告掲載申込み期間
- (5) その他必要な事項

2 前項の場合において、市は当該広告を削除し、又は広告代理店に掲載広告の削除を指示することができるものとし、広告代理店はこの指示に従わなければならない。

(広告掲載の取消し)

第11条 要綱第8条第1項第2号の規定による広告掲載が適当でないと市長が認める場合は、次に掲げる場合とする。

- (1) 第6条第4項による広告内容の修正を広告代理店等が行わないとき。
- (2) 市の助言又は指導に広告代理店等が従わないとき。
- (3) 基準第3条第2項に規定する申込者になることができないことが判明したとき。
- (4) その他、広告の掲載を継続することが社会通念上著しく不適切であると認められる相当かつ合理的な理由があると市が判断したとき。

(市の解除権)

第12条 市は、広告代理店が次の各号のいずれかに該当したと認めるときは、書面により広告代理店に催告したうえ、本契約を解除できる。

- (1) 法令又は本契約に違反したとき。
- (2) 本契約の履行に関し、広告代理店又は使用人等の関係者に著しく不正又は不誠実な行為があったとき。
- (3) 広告代理店又は使用人等の関係者に重大な社会的信用失墜行為があったとき。
- (4) 広告代理店が破産手続の申立て、更生手続開始の申立て、租税滞納処分があるなど、その経営状態が著しく不健全となり、又はそのおそれがあると認められる相当な理由があったとき。

(広告掲載料の還付・減額)

第13条 要綱第9条の規定による市長が相当の理由があると認める場合とは、次に掲げるものとする。

- (1) 広告媒体の事業が廃止となった場合
- (2) 市の故意又は過失により、広告掲載の全部又は一部が不能となった場合

2 前項各号に掲げる事由に該当する場合は、受領済みの広告料の全部又は一部を還付することができる。

- 3 第1項各号に掲げる事由に該当する場合は、残契約期間における広告料を減額することができる。

(広告掲載取り下げの申し出)

第14条 広告代理店等は、津山市広告掲載取り下げ申出書(様式3)の提出により、広告掲載の取り下げを申し出ることができる。この場合において、原則として、掲載前の広告は掲載予定日の1カ月前まで、掲載中の広告は掲載終了予定日の1カ月前までに申し出なければならない。

(広報津山の特別掲載)

第15条 国又は地方公共団体から広告掲載の申し込みがあった場合は、広告を広報紙に掲載することができる。

2 前項の広告の位置は、第4条に限らず秘書広報室が指定する。

3 第1項の広告掲載料は、次のとおりとする。

1/2 枠を超え1 枠以下の広告 40,000 円

1/2 枠以下の広告 20,000 円

(その他)

第16条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

付 則

この要領は、平成26年3月1日から施行し、平成26年4月1日以降の掲載分から適用する。

付 則(平成27年3月1日)

この要領は、平成27年3月1日から施行する。

付 則(平成28年11月1日)

この要領は、平成28年11月1日から施行する。

付 則(令和2年1月31日)

この要領は、令和2年1月31日から施行する。

付 則(令和2年4月1日)

この要領は、令和2年4月1日から施行する。